

鳥取県告示第54号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年1月31日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の 所在地	廃止の届出を受理し た年月日	サービスの種類
鳥取医療生活 協同組合	せいきょう倉吉診療所デ イサービスかがやき倉吉	倉吉市福庭町一丁目 225	平成24年1月20日	通所介護